

迷惑メールの対応の在り方に関する検討WG
第1回会合 議事要旨（案）

1. 日 時：平成22年9月16日（木）15：00～16：45
2. 場 所：経済産業省別館1107会議室
3. 出席者：（敬称略）

○構成員

阿佐美構成員（代理：（株）NTTドコモ 柳沢コンシューマサービス部担当部長）
石倉構成員、石田構成員、浦川構成員、岸原構成員、桑子構成員、佐久間構成員、
桜井構成員、櫻庭構成員、沢田構成員、関構成員、高橋構成員、竹岡構成員、立石構
成員、築島構成員、永江構成員、長田構成員、新美構成員（主査）、能登構成員、長谷
部構成員、林構成員（代理：ニフティ（株）木村開発推進室担当部長）、別所構成員（代
理：ヤフー（株）小柳法務本部法務部兼政策企画室員）、松本構成員（主査代理）、
村松構成員

（欠席：相田構成員、岡村構成員、島野構成員、立石構成員）

○オブザーバー

笠原消費者庁表示対策課長

○事務局

原口電気通信事業部長、鈴木消費者行政課長、大村消費者行政課企画官、久保田消費
者行政課課長補佐

4. 議事

- (1) 開会
- (2) 委員等挨拶
- (3) 議題
 - ①迷惑メール対策の現状等について
 - ②自由討議
- (4) 閉会

5. 議事要旨

- (1) 迷惑メール対策の現状等について
事務局から資料2、（財）日本データ通信協会から資料3について説明が行われた。
- (2) 自由討議
主なやりとりは以下のとおり。
（沢田構成員）それぞれの枠組みの成果についてきちんと評価することがまず必要。
かなりのエネルギーをかけて法改正をした結果、効果が出ているのかどうか振り
返ることが必要。効果が出ていないのであれば何故かということを検証すべきで
はないか。また、迷惑メール対策は特商法との二本立てだが、特商法とどのよう
に連携をとられているのか。
（事務局）特商法と特電法でオプトイン規制が導入された際に、総務省と経産省
で連携して様々なところで説明をしてきたところ。特商法が消費者庁に移って以降

も従来と変わらず引き続き協力を実施している。

(笠原表示対策課長) 個別の違反事案については総務省と同じレベルでデータを(財)日本データ通信協会から頂戴している。実際の処分がどうかということについては必要に応じて消費者庁内で情報共有をしてきている。これまで特電法の措置命令、特商法の指示命令はぶつかっていないが、重複が出ないようにという観点では消費者庁でも見てきている。

(新美主査) 評価については、ワンパッケージでやっているのだから、対応関係をあげるのには難しいかもしれないが、どの様な点で執行上の問題があったのか等わかる範囲で説明いただきたい。

(事務局) 資料2の15ページにあるように件数的には執行に努めてきているところ。一方で、迷惑メールが減っていない原因として、海外発の迷惑メールが多いのも一因。今後の方向性の議論として、その辺りもご議論いただければ幸甚。

(長田構成員) 資料3の11ページの確認だが、モニター機に着信した何の割合なのか。

(村松構成員) モニター機に着信した迷惑メールのPCと携帯電話の割合。

(長田構成員) そうすると、資料2では、迷惑メールの携帯電話着の割合が少ないが、資料3では携帯電話着の割合が多いとなっているが、これはどういうことなのか。

(村松構成員) 資料3は、国内のISPから発信された迷惑メールについて、ISPに情報提供したものの比率なので、携帯電話着が極端に多いという違いが出てくる。

(新美主査) 先ほど、国際連携が重要と話していたが、これまでどのような連携をしてきたのか。

(事務局) 資料2の32・33ページに、国際連携の状況を記述。例えば、迷惑メール発信国上位の中国には継続的な意見交換が必要ということで、総務省、(財)日本データ通信協会、(財)インターネット協会等と中国へ行って意見申し入れをした。また、昨年、急にブラジル発のメールが増えたため、ブラジルに働きかけを行い、2010年にIPアドレスの情報交換を開始。さらに、今年の5月に日本での迷惑メール対策の成功事例を紹介するワークショップを開催した。現在、特定電子メール法第30条について、現在、働きかけをしているが、実現には至っていない状況。

(築島構成員) 中国の問題意識はどのような感じなのか。

(事務局) 総務省としては中国に類似の働きかけをすることにより、ある程度迷惑メールの問題について認識をしてもらっていると思料。ただし、大きく減少しているわけではないので引き続きの働きかけが必要。

(櫻庭構成員) 中国でも、日本と同様に迷惑メール相談センターのようなものがあり、彼ら自身も情報を集めている。ただ、日本へ送信される迷惑メールと中国国内で流通している迷惑メールでは、送信元や内容が異なり(恐らく日本へ送信される迷惑メールの報告件数も少ないため)、中国の相談センターで把握できていないようだ。

(桑子構成員) 資料2で、日本着の迷惑メールの発信国の推移をみると中国が上位だが、ソフォス社の世界ランキングではどこにも出てこないが、どういう理由なのか。

(事務局) 原因は大きく分けて2つある。1つはボット発のもの。これは世界的に変わらないと思っている。もう1つは、拠点を外国に作って、日本語の迷惑メールを大量に送ってくるもの。中国、フィリピン等はそういうところが多いので日本着のものが多くなっていると思料。

(新美主査) そうすると、特定のサイトから送ってくるものについてはソフォス社では把握していないのではないかということか。

(事務局) 世界ランキングに影響するほどのメールの流量ではないと思料。

(桑子構成員) 要は中国対策ではないかということがグラフからは読み取れるのではないか。

(新美主査) 総務省としてもそういう見方はありうろと思っているのか。

(事務局) 中国が多いのは昔からの状況なのだが、(財)日本データ通信協会にもお願いしてIPアドレスの交換を行い、結果としてある程度減少してきている。一方で、その他の国々も足し上げればそれなりの迷惑メール数になるので、そういうものについて、どのようにしていくのかという点について検討していかなければいけない。

(岸原構成員) 外国からの迷惑メールが多く、しかも日本語のメールがほとんどだということになれば、海外に拠点を設けて、海外に送信指示を行っている国内にいる事業者を何らかの方法で規制をしていくということも検討対象となるのではないか。そうした中で、資料3の7ページで「その他のメールでは、外国語のメールが目立っている」とあるが、何か情報はあるのか。また、この資料でオプトイン違反というのはどこに入るのか。再送信違反というのはどういう区分なのか。今後の検討の方向性だが、同意取得の保存の期間について、特定電子メール法と特商法でずれており、同意取得の保存義務がどれだけ規制に有効なのかというのがわからないというのが前研究会での結論だったと思う。この保存義務が事業者にとって負担が大きいということと、規制にどれだけ有効かということで、現時点で判断するのは難しいかと思うが、検討していただければと思う。

(村松構成員) 8月のモニター機で受信したメールの和文率は、1位の中国で77%、2位の米国で24.4%、3位の韓国で59%となっている。大雑把に言って、アジアから来る迷惑メールは和文率が高いと言えるのではないか。また、オプトイン違反については属性には出ていないが、実際にはオプトイン違反が多いということはあると思う。「その他」の内訳は、「その他」の66%のうち、1/3が外国語メール、1/3が文字化け、1/3が「情報不足メール」。「情報不足メール」というのは、例えば携帯からの転送で、情報が切れてしまって判断がつかないというものが入っている。

(事務局) 和文メールが多い場合についてだが、前回の研究会でも議論して改正に結びついたと思っている。日本国内にいる委託者が海外のサーバを使って、送

信をしているケースがあるということで、前回、送信委託者に対して措置命令ができるように改正をした。ただし、執行状況は、措置命令まで至ったことはない。同意の記録保存義務だが、法の対象の違い等により特商法の方が保存期間が若干長くなっている等の違いがある。前回の議論の際に、悪質な送信者は保存義務を守らず、良心的な事業者だけ重い義務を課されるということにもなりかねないということで、その辺りのバランスを考えるべきということでかなりご議論をして頂き、制度を作った。これまで2年間法の運用をしてきており、結果として重かったのか重くなかったのか、法執行として十分だったのかそうでなかったのか等検証してご議論頂ければと思料。

(新美主査) 送信委託者に対して措置命令まで行かないというのは、委託の有無を確認できないからなのか。

(事務局) 実際は、結果としてたまたまそうなったと思料。措置命令まで行かなくても、我々が警告をしていく段階で送信を止めている送信者・送信委託者というのかなりいるので、結果として送信委託者には命令まで行ったことがないのにすぎないと思料。

(新美主査) そうすると、送信委託者も罰則の対象になるということが抑止力になっているというのは言えるのか。

(高橋構成員) 日本人が委託して中国から送信をしているというのは非常に多い。そういうものは中国で何とかならないのかと聞いたら、中国の国内法でISPあるいはサーバ業者を追い詰めていくという法的な裏付けがない。中国側としては一生懸命やっているが、日本語メールに関してはなかなか規制はできないということを言われている。

(石田構成員) 先ほどの迷惑メールセンターの資料7ページで「その他のメール」のうち、情報不足メールが1/3くらいあるということだったが、折角、消費者から送ってもらったのに何の意味もなかったということになると困るのだが、普通に送信してもそういうことが起こるのか。

(村松構成員) 例えば、携帯から送ってもらうと途中で切れてしまって中身の確認ができないということがあるので、より確実な転送について考えていきたいと思料。特に、途中で切れることが多いのが携帯の転送。

(松本構成員) 多少ずれるが、ブラックベリーのようなセキュリティが高いシステムだと迷惑メールは来ないのか。

(柳沢代理) 迷惑メールが届かないということはないと思う。メールシステムとしてはセキュリティが高いと言われている。サーバ自体がカナダにあって、サーバとNTTドコモのネットワークがインターネット経由ではなく、専用線でつながれているのでセキュリティが高い。ただ、迷惑メールが届かないということではない。

(櫻庭構成員) ブラックベリーは、Eメールも受けられるので、受け取ったものから、ブラックベリーで見ると非常にセキュリティが高いということだと思う。通常のメールアドレスを公にさらしてしまえば、迷惑メールはたくさん届いてしまう。

(新美主査) 検討の課題としては、この5つの方向で進めていくということで宜しいか。その際の進め方として、従来から行ってきたことをきちんと評価しながら進めていくということにしたい。送信者ドメイン認証の普及が課題だが、実業界に何故送信ドメイン認証を入れないのか等ヒアリングしてもよいのではないかと思うが、その辺はいかがか。

(桜庭構成員) 迷惑メール対策推進協議会で細かい技術面も含めて検討し、やるべきことは取りまとめたのだが、意外と伸びていない分野がある。そこは協議会として働きかけていく。

(新美主査) 迷惑メール対策推進協議会として働きかけていくということで、我々としてはそれを見守るということで宜しいか。

(事務局) 送信ドメイン認証技術は重要な技術であり、次回、関係者の方からご説明いただくよう調整したい。送信ドメイン認証技術が入っていない業界については、ヒアリングをすることが可能かどうかわからないので、別途調整したい。

- ・ 次回のWGの開催日時は、別途事務局から連絡。

以上